

パークゴルフ場管理運営委託業務仕様書

大河原町スポーツまちづくり推進課

1. パークゴルフ場の管理及び運営に関する業務は、この仕様に基づき実施するものとする。
2. この仕様書は、業務処理の大要を示すものであるが、この仕様書に定めのない事項であっても、契約金額の範囲内において実施するものとする。

3. 対象施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | パークゴルフ場 |
| (2) 所在地 | 大河原町大谷字中川原地先（おおがわら千本桜スポーツパーク内） |
| (3) 敷地面積 | パークゴルフ場 27,205 m ²
パークゴルフ場隣接河川側堤防法面 11,000 m ² |
| (4) 管理棟 | 10.91 m ² |
| (5) 倉庫 | 9.91 m ² ・45.55 m ² （予定） |
| (6) 休憩所 | 25.00 m ² （予定） |
| (7) 仮設トイレ | 2か所 |

4. 使用時間及び休業日

(1) 使用時間

- ① オープンの日から10月31日まで 午前9時から午後5時まで
- ② 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後4時まで

(2) 休業日

- ① 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日のときは、その直後の休日以外の日）
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ③ 天候の状況（荒天、台風、雷等）により利用者の安全確保に影響を及ぼす場合は、大河原町長の承認を得て臨時休業とすることができる。

※使用時間及び休業日については、町と協議のうえ、必要と認められる場合に限り変更できるものとする。

5. 使用料金

受託者は、条例の規定により使用者から使用料金を徴収する。

6. 管理運営業務の内容

(1) 施設管理の主な業務

- ① 公益社団法人日本パークゴルフ協会の定める規則等を遵守し、コース管理を行う。

- ②オープン前には、コース内にフラッグ・レーキ等必要資材の設置を行う。
- ③芝の維持管理作業として、芝刈り・施肥・散水・除草・目土散布・防除等を行う。なお、芝の維持管理にかかる経費は受託者の負担とする。
- ④必要に応じてコース内の樹木・花壇の植栽・剪定及び花壇の草取りを行う。
- ⑤機械器具等の整理整頓・清掃及び使用する機械・工具等の始業点検をし、使用後は整備を行う。
- ⑥作業日誌を作成し、保管を行う。
- ⑦クローズ後には、フラッグ・レーキ等を格納する。
- ⑧隣接堤防法面（河川側）除草を適宜行うこと。
- ⑨その他、施設の維持管理に必要な業務を行う。

(2) 受付事務の主な業務

- ①管理棟及び倉庫等の維持管理を行う。
- ②使用者の受け付け業務を行う。
- ③使用料金の減免に関する業務を行う。
- ④使用料金の徴収を行う。
- ⑤使用人員集計表と使用料金集計表を作成し、保管を行う。
- ⑥使用券の印刷を行う。
- ⑦スコアカードの作成・印刷を行う。
- ⑧その他、受付事務に必要な業務を行う。

(3) 独自事業の開催

- ①受託者は、自ら主催者となり、イベント等を実施することができる。なお、当該事業に要する経費は受託者が負担するものとする。
- ②受託者がイベント等を企画する際は、町と協議し承諾を得るものとする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の運営に関して必要と認める業務

- ①施設及び設備の維持管理に必要な職員を配置すること。
- ②個人情報保護について、職員に周知徹底すること。
- ③パークゴルフ場の水道料及び電気料は町負担とし、通信料は受託者負担とする。

7. 機械等の貸与

- ①本業務に必要なとなる機械等について貸与するもの（以下「貸与機材」という。）は、町と受託者が協議し決める。なお、貸与機材の準備ができるまでは、受託者が準備するものとするが、その場合の経費は町と協議するものとする。
- ②貸与機材の燃料については受託者の負担とし、消耗品、修繕費については町の負担とする。
- ③業務が完了した際に貸与機材は、清掃し返却するものとする。

8. その他

- (1) この仕様書に定めのないものについては、町と受託者が協議し定めることとする。